

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、  
次のとおり業務の停止を命じました。

令和四年四月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 被処分者

- 1 商号又は名称 株式会社栄光ホーム
- 2 代表者氏名 中原 久夫
- 3 主たる事務所の所在地 桜井市大字谷三七番地の一〇
- 4 免許証番号 奈良県知事（一〇）第二〇〇四号

二 処分の内容

令和四年四月五日から三十日間、業務の全部の停止